

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年4月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 市民課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[契約事務] 通知書作成業務の契約事務において、以下の不備があった。 ①見積書に押印されている代理人の印影と委任状に押印されている代理人使用印の印影に相違があった。 ②請負業者から再委託承認願を受領し、承認通知書について決裁していたにもかかわらず、その承認を口頭のみで行い、文書を送付していなかった。</p>	<p>①見積書を受領した際に、委任状に押印されていた使用印の印影照合を失念していました。 ②承認通知書の発送に関する起案の決裁を受け、口頭で受注者へ連絡を行っていましたが、文書の送付を失念していました。監査からの指摘後、受注者へ承認通知書を発送し、受理されたことを確認しました。 ③承認通知書の発送に関する起案の決裁を受け、口頭で受注者へ連絡を行っていましたが、文書の送付を失念していました。監査からの指摘後、受注者へ承認通知書を発送し、受理されたことを確認しました。 ④承認通知書の発送に関する起案の決裁を受け、口頭で受注者へ連絡を行っていましたが、文書の送付を失念していました。監査からの指摘後、受注者へ承認通知書を発送し、受理されたことを確認しました。</p>